

# 報 告 書

平成27年 1月31日

泉大津市議会議長 殿

## 議会運営委員出張者

委員長	高橋 登	委 員	丸谷正八郎
副委員長	長田 実	委 員	溝口 浩
委 員	田立恵子	議 長	田中一吉
委 員	中谷 昭	副議長	村岡 均
委 員	堀口陽一		

下記により出張したので、その概要について報告いたします。

## 記

1. 日 時：平成27年1月27日（火）～平成27年1月28日（水）
2. 出張先：東京都小平市、東京都調布市
3. 目 的：議会運営委員会の視察研修は、十数年ぶりの実施となった。今回の視察は、昨年3月条例化し、4か月にわたる周知期間を経て7月より本格施行された本市議会基本条例の運用と実施状況について、昨年、一昨年に施行実施された小平市、調布市の両市を視察させていただき、実施以降の状況変化と課題等研修するとともに市民に開かれた議会改革の一助となるよう研鑽を広めさせて頂いた。

今回の報告書については、議会運営委員会参加者の視察先での質問等と所見も併せて報告させていただくこととした。

## 4、報告内容

### <第1日目>

午後2時より小平市議会の委員会室で研修に臨ませていただいた。議長から丁重な歓迎の挨拶を受けた後、議会基本条例の制定に尽力された虻川浩議員、日向みさ子議員のお二人から同条例制定に至った経緯と議員間での調整に苦労された事例など伺わせていただいた。

小平市の議会基本条例は、議員自らが提案し5年前から準備と議論を重ね昨年の3月26日に制定されたとの事であった。特に「～議会が変わる！暮らしを変える！～」をスローガンに7つのポイントが強調されていた。まず、その

一つは、年2回以上と設定した議会報告会の開催であり、2点目は、災害時は市長部局と連携して議会として速やかに対応する。3点目には、政策提言を行うため議員間の自由討議を積極的に実施するというもの4点目には、議会として市長への文書質問を行う。5点目には、市民請願者は、委員会で意見陳述ができるというもの。6点目は、市民に分かりやすい議会にするため議長・副議長選挙において所信表明の機会を与えるというものである。7点目には、都市計画マスターplan全体構想や長期総合計画基本構想等は、議会の議決事項にすることを謳いこんでいるということであった。今後、議会基本条例を議会としてどのように使いこなしていくかが課題であるとのことであった。さらに兵庫県議の号泣会見で話題になった政務調査費については、市民の関心も高く、透明性を確保するため事務局段階でのチェックを厳しくするとともにホームページ上ですべての領収書を公開しているとの事であった。

詳細な説明を受けた後、参加議員からの質問にも丁寧に答えて頂いた。まず、議会基本条例が施行されてから執行機関との関係では、緊張感が増したかとの問い合わせには、一問一答の実施も含めて以前より緊張感出てきている。さらに住民との関係においてもおおむね好意的に受け止められているということであった。

### <第2日目>

翌朝宿泊先のホテルを出て、徒歩約5分で調布市役所を訪問させていただいた。名刺交換の後、林明裕調布市議会議長から歓迎の挨拶と丁重な受け入れに謝意を表す高橋委員長の挨拶が交わされ、研修が始まった。

林議長自ら議会基本条例の制定に至る経過と調整と合意過程を詳しく説明頂いた。調布市議会の議会基本条例は、平成25年3月に制定されており、会派代表者会議で議会改革の延長線上に議会基本条例を制定するという合意形成が図られた後、33回の会議をすべて市民に公開しながら、議員全員が共同提案するという形式で制定されたということであった。

執行機関は、すでに自治基本条例を制定しており、比較的市民の関心も高く、議会報告会についても、初めての参加者も多くみられおおむね好評を得ているとの事であった。請願・陳情は、市民が直接説明できる機会が設けられているとともに議会広報誌で各議員の表決結果を公表しているとの事であった。さらに各常任委員会の任期は2年になっており、議長をはじめそれぞれの役員任期も2年とのことで、役職のたらいまわしとのそしりをまぬがれないと同時にしっかりと責任が果たせる体制にするためにも2年任期が望ましいとも述べられていた。

特に議場に聴覚障害者のための傍聴席を設け、事前申し込みを受けた後、手話、要約筆記者を配置しているとの事であった。

この後質問事項に応える形で様々な意見交換がなされた。議会基本条例施行後、前日の小平市と同様、執行部との緊張関係は増しているとの見解であった。首長の反問権については、現在の首長は、常に反問らしいことはやっており、改めて反問権を設けるまでもない。しかし、首長が変わればルールを作ったうえで反問権は必要のなってくるかもしれないとの事であった。議長選挙にあたっては、議長の所信表明を市民に公開して行っている、今後は、議長マニュフェストも出せるよう検討すべきと考えているとの事。さらに一般質問が一問一答になったことで議員の意識が変わったことが大きいとも話されていた。

調布市議会は、会派を組まないで一人で議会活動をしている議員も多くおり、一人会派も認めており、予算及び決算にも参加でき、議会構成上も議会活動ができるよう配慮されているということであった。

最後に議場に設けられている、聴覚障碍者のための傍聴スペースを見学させていただいて、帰阪の途についた。

#### <所見>

2日間にわたって小平市と調布市を視察研修させて頂いた。全国で百六十数か所の自治体議会で、すでに議会基本条例が制定されており、本市を含め視察させていただいた小平市、調布市においても近年に施行された議会であるというところが、共通している。しかし、準備期間の長さや議論の回数さらには市民への公開性などにおいても大きく違っているようにも感じた、当然自治体規模の大小はあるが、施行後の運用面でも課題は多く、当市議会での議会基本条例の運用に当たっても、今回の視察研修の成果を踏まえ、工夫と改正を加えながら、市民が利用しやすく、真に市民に開かれた議会基本条例にしていかねばならないことを改めて感じさせられた議会運営委員会の視察研修であった。

なお、小平市、調布市において資料が提供されており、報告書とともに参照して頂くことをお願いして報告に替えます

以上

泉大津市議会  
議会運営委員長 高橋 登 (文責)

## 議会運営委員会 視察

【所見】 田立恵子

小平市議会、調布市議会とも、市民の多様な意見を的確に市政に反映させるための努力を議会全体として重ね、「一致できたところから実行に移す」プロセスの中で、「議会基本条例」を時間をかけて作ってきたのが共通していることであり、そのため制定した「基本条例」を単なる飾り物にするのではなく、「条例」を生かした議会改革を推進していく両市議会の意気込みに触発された。

特に、小平市の「議会報告会」の取り組みには、学びたいものがあった。

条例では「議会報告会を年に2回以上開催」としているが、「議会で決まったことを一方的に報告する」ということではなく、「議員、及び市民が自由に情報及び意見を交換する」場として位置づけている。さらに議会報告会で出された意見を「市政の課題」として整理し、各常任委員会の正副委員長協議会、市民からの意見公募などを経て、議会全体としての政策立案の議論を重ね出発点としての位置づけがある。

本市議会の「議会基本条例」に基づく意見交換会は、「団体からの申し出に応じて年1回以上」としているが、どの団体に属さない、あるいは団体の活動に参加していない市民もたくさんおられることを考えると、「意見交換会」を「団体からの申し出に応える」だけでなく、議会から一定のテーマを設定し、全ての市民に呼びかける形の「意見交換会」の開催も考えていくべきではないかと感じた。

時間の関係で質問できなかつたが、小平市の条例第11条にある「文書による質問」については、時間的制約のある議会での質問を補完するものとして、本市議会においても今後の検討課題としたいと考える。

平成 27 年 1 月 28 日 「議会運営委員会行政視察」について

市民クラブ 丸谷 正八郎

### **東京都調布市議会での質疑及び所見**

二元代表制の下、市議会は多人数による合議制の機関として、また市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして市民の意思を市政に的確に反映させるため、競い合い、努力し合いながら、市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

そこで、議会基本条例第 5 章の議会の機能強化について、質問させて頂きました。

Q、議会は、行政水準の向上を図るため、議案の修正・決議等を通して市長等に対し政策の立案及び政策提言を行うこと。とあるが、機能強化等についての現状と課題は。

A、議員研修等は実施しているが、市長部局に比べて、まだまだ機能が弱く政策立案・提言が出来るまでに至っていない。  
議会事務局職員の専門職が必要であると考えます。  
そこで、議会事務局職員に係る人事に関し、その任免権を行使するものとした。  
議案修正については、実行したことがあるが、政策立案及び提言については、これらの課題であり努力して参りたい。

### **<所 見>**

議会が、市長の政策等についての、チェック機関であることは市民に広く周知されていると思うが、二元代表制の一役を担う議会として政策立案及び政策提言を行うことが今まで余りなされていなかった。

そのことが、市民に対して議会の存在が薄くなっていた原因の一つであると思います。  
泉大津市議会においても、議会機能の充実・強化を図るために様々な手腕(手立て)を考え実施していくことが重要であります。

議会事務局職員については、専門職となりえる人材育成も今後検討すべきである。  
政策立案等については、その時期が来たら議会で臨時的に専門家を雇用するのも一つの方法である。

二元代表制の議会として、今後しっかりと取組んで行きたいと思います。

## 議会運営委員会 観察

【所見】 堀口陽一

今回の観察目的としては、議会改革を経て議会基本条例制定後、どのような成果があったのかであるが、観察自治体では、出前講座において市民側から良いことであると一定の評価を得られているとのこと。それぞれの自治体において先進事例を参考にし、さらに今後の検討課題にしている点は、本市も同様であると感じた。

本市も市民との意見交換会をさらに進化し、改善していく必要があることを再認識しました。

議会運営委員会行政視察報告（公明党 溝口）

小平市

○第13条で災害時の議会等の対応を謳っており、議会BCPの考え方を導入されている点は感銘した。個々の議員からの問い合わせを一本化する事は、受ける側への配慮にも繋がるし、議会の役割も明確化するので、本市でも真剣に考えて行きたいと思う。

○議長選挙での所信表明について、議場での一般市民への公開で、議長選挙を実施している事について、本市では1年任期なので、その延長と共に長期で考えるべき課題だと思う。

調布市

○第12条災害時支援について、災害対策本部の位置づけは、行政の妨げとならない様、配慮しながら進めるべきだと思う。

○議長任期2年の考え方について、常任委員会も2年がずっと続いている様で、当たり前の感覚なのかなと思う。本市でも対外的関係からいっても、2年への道筋をつける議論を開始すべきだと思う。

議会運営委員会 視察

【所見】 中谷 昭

小平市、調布市の議会基本条例制定については、本市より少し早く制定されていた。両市とも議長などの任期を2年としており、役職の継続性の観点からも参考にすべき事項であると考える。また、調布市においては、議長への提言としてハガキを配布しており、執行権のない議会への市民要望をどのように取り上げていくかなどの課題はあるが、興味をひかれた。

壮士会 長田 実

### 議会運営委員会視察報告

#### 小平市

議会改革については、平成21年から検討され、一般質問における一問一答制の導入、本会議のインターネット中継の開始等が行われ、平成26年 小平市議会基本条例を制定され現在に至っている。制定後まだ期間が短く調整しながら進められているようです。

意見交換会は、参加人数が少ないので課題であるとのことであり、本市も同様であると考えます。

議会改革には、議員間の自由討議が重要であると思いますが、自由討議の実施要項が定められていますが、参考になるのでは、と考えます。

災害時の議会のあり方を明記されているが、議会としての行動指針として必要だろうと考えます。

#### 調布市

平成23年から検討され、平成25年調布市議会基本条例を制定され現在に至っている。

議会報告会の開催について、市民への周知方法は市報、市議会だより、ホームページ掲載等は同様であるが、議員が駅頭で配布した、と言うことであるが、本市の傍聴呼びかけ隊についての質問を受ける。課題は、共通するものがあると考えます。

議員間の自由討議は、特に制限がなく、委員会の所管事項全般であり、テーマは各委員会で議論し、決定しているが、実施要項は定められていないことであるが、検討する必要があるのではないかと考えます。